

在宅医療 Q&A

Q 在宅医療って何？

A 患者さんのおうちに医師や看護師が訪問し、診察や処置を行います。病気が悪化したり、年と共に足腰が弱って通院するのが難しくなっても、入院することなく今まで通り治療を続けることができます。在宅医療は、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく生きることを支える医療とも言われています。

Q どんな病気が対象となるの？

A 癌の末期や脳卒中の後遺症、パーキンソン病や認知症といった神経疾患、骨折による寝たきり状態など多くの病気が対象です。高齢者だけでなく、重い身体の障害を持った小児の患者さんも対象となります。

Q 在宅医療は、どこに頼めばいいの？

A かかりつけ医がいる方は、先ずかかりつけ医にご相談ください。既に介護サービスを受けておられる場合は、ケアマネジャーに相談されるのもよいでしょう。いずれにも当てはまらない場合には、天理地区医師会内に在宅医療相談窓口を設置してありますので、ご相談ください。



お問い合わせはこちらから

天理地区医師会事務局
在宅医療依頼窓口

TEL.0743-63-6833
FAX.0743-62-2055

●在宅医療依頼窓口は祝日を除く月～金曜日の午前中です。

FAXいただく前に医師会事務局に
お電話(0743-63-6833)をお願いします。

<http://nara.med.or.jp/tenri/>

在宅医療について



天理地区医師会

平成27年度 奈良県在宅医療体制整備事業

天理地区医師会の取組み 在宅チーム医療制

天理地区医師会では、今後、さらに高まることが予想される在宅医療に対するニーズに応えていくために、主治医、副主治医（複数）によるチーム医療制を導入するとともに、在宅医療依頼窓口を設置しています。

在宅医療依頼窓口の役割

患者紹介 (FAX)



コーディネーター医師が
依頼書をチェック



在宅医が参加している
メーリングリスト内で情報を共有し、
エリア別に主治医を依頼、
副主治医を募る



主治医・副主治医の決定！

在宅医療の依頼方法

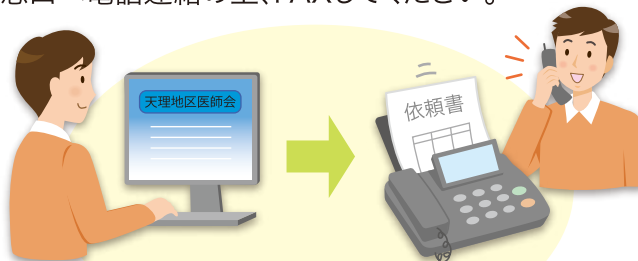
◆ かかりつけ医療機関がある場合

これから訪問診療を依頼したい患者さんに現在、通院中の医院（かかりつけ医療機関）がある場合、まずはそちらにご相談ください。



◆ かかりつけ医に依頼できない場合

天理地区医師会ホームページから「訪問診療開始依頼書」をダウンロード、必要事項を記載して、平日の午前中に天理地区医師会事務局在宅医療依頼窓口へ電話連絡の上、FAXしてください。



依頼書 訪問診療開始依頼書をダウンロード

電話連絡の上、FAXしてください

●天理地区医師会事務局 在宅医療依頼窓口
TEL.0743-63-6833 FAX.0743-62-2055

●天理地区医師会ホームページ
<http://nara.med.or.jp/tenri/>

ICTネットワークを使った 情報共有の紹介

天理地区医師会では、在宅医療を提供している医師を中心とした専門職チームが協力して診療を行うために、インターネットを用いた情報システム（クラウド型情報共有システム）を活用しています。



◆ 個人情報の保護

厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った情報共有システムを採用しています。

